

桜井ただしの区政報告

皆さんこんにちは 桜井ただしです。

私も区議会議員四期目十二年を迎え、会派の政調会長として、又議会では環境文教委員会委員長、災害対策特別委員長として区民の皆様のご期待に応えられるよう頑張っているところです。本日、お届けする区政報告ボイスは平成二十三年第三回定例会に於いて私が自由民主党議員団を代表して質問をした時のものです。区政を取り巻く諸課題について質問をいたしました。今後も区民の皆様のを頑張らせてまいります。



今後も区民の皆様のため、全力で取り組んで参りますので宜しく御指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

千代田区議会議員

桜井ただし

【議会関係現職】

自由民主党議員団 政調会長

千代田区議会 環境文教委員会委員長

千代田区議会 災害対策特別委員会 委員長

千代田区議会 議会運営委員会委員

千代田区議会 高齢者サポートセンター

特別委員会委員

議長就任中で私にとって一番の思い出

平成二十二年五月六日（木）天皇皇后両陛下がこどもの日にちなみ千代田区和泉町にあるちよだパークサイドプラザ内『いずみ学童クラブ』をご訪問になりました。両陛下はご視察後、私と石川区長、国、都の担当者四人だけで約四十分間にわたってご歓談をされ、私も施設のご説明をする機会を与えていただき大変光栄に思いました。又、陛下はいずみ



学童クラブに大変関心をもたれ専門的なご質問を数多くされていらつしやいました。皇后様は職員の健康管理を気にされたり子供たちに直接お声をおかけになられるなどお優しい人柄に感激しました。



いずみ学童クラブをご訪問



平成二十三年第三回区議会定例会に当たり、自由民主党議員団を代表して質問をいたします。

東日本大震災から6カ月が過ぎました。被災地では多くの犠牲者を出した大地震、大津波、そして原発事故と、二重、三重の苦しみに加え、尊い命を落とされた方や、いまだに行方わからない方、そして避難生活を今も続けられている方々に、心からご冥福とお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復旧・復興を心からお祈りを申し上げます。

この間、多くの区民の皆様、サポーターズの皆様、被災地から避難をされてきた方々に対して、「福島までは行けないが、自分たちができることで何かしてさしあげたい」と、心温まる支援活動をしていただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

私たち自由民主党議員団も、駅頭、街頭などで募金活動や支援活動を行ってまいりましたが、その中で、多くの友好のきずなが生まれてきたものと確信をいたしております。

今後、区政においても、私たち自民党は、震災への安全対策はもとより、今回の震災や景気の低迷により売り上げ



が落ち込んでいる商店への活性化策や地域振興策など、区民の皆様の不安を解消できるよう、全力で取り組んでまいります。

区長招集あいさつにもありましたが、千代田区の震災対策も、高齢者などの安否確認や、帰宅困難者の受け入れ、被災地への職員派遣、放射線量の測定・公表など、その対応には一定の評価をすべきものと考えます。また、今回の震災でさまざまな課題も浮き彫りになり、今後の対策を見直さなければならぬ部分も明らかになってまいりました。

今回の区民の皆様の見解や多くの課題を踏まえ、直下型地震の災害にも対応できる防災対策を初め、今後の地域防災計画の改定に向けて、区民の目線で全庁挙げて早急に取り組みていただきたいと思います。

英国マニフェスト紙のコラムに、「最初は忘れっぽい鳩山氏、その後は敵対的かつ優柔不断な菅氏の指導のもとで、民主党は人々に大きく失望をさせた」という記事がありました。これは、東日本大震災の復旧・復興が阪神・淡路大震災のときに比べて極めて遅いことについて、そして総理の指導力について書かれたものです。現下のこのような非常時こそ、強いリーダーシップと正しい判断のできる人が求められています。

また、民主党は、財源の当てもなく、「子ども手当」を初め、マニフェストで挙げたばらまき施策を進めてきた結果、多くの国民に不安と失望を与えてしまいました。これまで果たされなかった公約を、東日本大震災や自民党のせいにするのではなく、歳出削減に最大限の努力をすべきであり、民主党は政策を担う立場として責任を果たしていくべきであります。

私も自民党は、都議会自民党との連携も一層強化し、民主党のばらまき施策を徹底的に見直すべく、国民・区民の目線で検証してまいる所存であります。

私も、まちの中を歩きますと、「商売がうまくいかない」「売り上げが落ち込んでいる」「年をとって健康に不安がある」「いろいろな区政のうわさが飛んでいるが大丈夫なのか」など、さまざまなお意見を多数いただきます。そのご意見などを踏まえ、以下の4点の質問をいたします。



初めに、**大山副区長の解職**について、お尋ねをいたします。

今から十年前、平成十三年三月一日、第一回定例会において、区長は、大山恭司氏を助役として議会に選任同意を

行うに当たり、次のように述べられました。

「同君は、本区に三十六年間の長きにわたり在職し、総務部参事、教育委員会事務局次長などの要職を歴任し、区政発展に尽力されてきました。また、特別区人事・厚生事務組合及び財団法人特別区協議会においても、総務部長、特別区職員研修所長などの要職を歴任し、特別区政全体の発展に尽力されました。このように、同君は、本区のみならず、特別区全体にわたり豊富な知識、経験を有しており、本区助役に適任であると考えております」。そして、議会の同意を得て、大山助役が誕生いたしました。

以来、大山副区長は十年間の長きにわたって石川区長を支え、区政発展に尽くされたことは、区民はもとより、職員、特別区、東京都など内外にわたって、だれもが認めるところであります。

ところが、この九月初旬、大山副区長より、副区長を退職したとのあいさつ状が送られてきましたが、何ら説明がない中で、なぜ退職されたのか疑問が残ったのは、私だけではないと思います。

さて、議会では、九月二日、企画総務委員会の中で、我が党の鳥海議員の質問で初めて公の場で明らかにされました。それも、執行機関からの報告ではなく、議員からの質

問を受けて初めて明らかになったものであります。

九月二十七日、区長は、各派協議会の場で、「大山副区長に対して勇退をお願いした」と話されました。しかし、勇退とは、「後進に道を開くため自ら進んで官職などから身を引くこと」でありまして、今回のことは、大山副区長から辞職願が出されたとは聞いておりません。事實は、区長が言われる勇退ではなく、区長による一方的な解職、すなわちやめさせたというのが、表現が正しいのではないでしようか。

地方自治法163条をよく読んでみると、2つのことが書かれております。それは、副区長の任期は四年とする。そして、区長は任期途中であっても副区長を解職することができるとあります。

副区長は、事務方の長として、区長にとって最高の補助機関であり、区長とは一心同体であるべきことが要求されています。それゆえ、区長が一方的に解職、すなわち、やめさせる事態に及ぶことは、それ相当のやむを得ない理由があるわけで、当然、区長は、それが何なのかを公の場で説明をする立場にあると思います。

今、私たちを取り巻く環境は、大変厳しいものがございます。長引く不況による就労不安や不安定な社会保障、そ

して東日本大震災以後、いつ起きてもおかしくないと言われている首都直下型地震に対する対応など、区民の安全安心につながる喫緊な課題が山積していると云えます。このような非常事態ともいえる大事なときに副区長をやめさせることは、区政の大きな混乱につながります。それも、期の途中である今、なぜ今なのでしょう。私には、区長がどうしてそのようにご判断されたのか、わかりません。

区長は、副区長に対して、後進に道を譲ってほしいと述べられたと聞いています。このように大切なことは、幾ら区長と副区長の間であっても、いきなり、そして突然にお話をされるようなことではありません。区長の残りの任期の中で後進を育てるとでもいうのであれば、大山副区長のもとでじっくりと人材を育成することもできたのではないでしようか。そこでお尋ねします。

区長は、大山副区長解職に当たり、どのような理由をもってやめさせるに至ったのか、お答えをいただきたいと思

います。また、区長は、後任については、熟慮に熟慮を重ね慎重に検討すると言っておられますが、いつまでこのような事態を続けるつもりなのか、お答えをいただきたいと思

次に、**介護保険事業計画**について、お伺いします。

高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行など、要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成十二年四月に介護保険制度が設立されたことはご承知のとおりでございます。

しかし、創設後十年を経過して、平成二十二年三月末現在の要介護認定者数は、全国で約490万人と、ほぼ2倍になるうとしております。本区においても約2,000人であり、約2倍となっております。介護保険制度は区民生活に定着をできておりました、必要不可欠な制度となっていると言えると思います。

一方、介護保険の費用も増加の一途をたどり、本区の介護給付費は、平成二十一年度は12億9千万円だったものが、平成二十二年度には28億3千万円となり、実に2.2倍になってきているということです。今後、要介護となる可能性の高い七十五歳以上の高齢者の増加に伴い、大幅に増加することが予想されます。

介護保険制度は、国の制度を基本としつつ、制度の運営主体は自治体が担うため、「地方自治の試金石」とも言われているところでございます。自治体が策定する介護保険事

業計画に基づいて運営をされております。

今年度は、三年に一度の介護保険事業計画改定の年であり、本区においても、平成二十四年度から二十六年度を計画期間とする第5期介護保険事業計画が策定されると聞いております。これまでも、本区では、他の自治体の介護保険給付で行っているような在宅サービスを一般施策として実施し、介護保険の上乗せ・横出しの独自事業として位置づけにより、サービスの充実とともに、介護保険の負担軽減が図られてきております。

しかし、国の財政状況の悪化や、急激な高齢化の進展による給付費の増加を考えますと、今後、難しい保険運営を迫られることになるのではないのでしょうか。

一方で、景気が低迷し、年金で生活を支えている高齢者の方々の生活はますます厳しくなっていると、介護保険・福祉サービスに対するニーズも大きくなっており、今後さらさら、制度全体で高齢者や家庭の安心を支え続けなければなりません。

そこで、本区の第5期介護保険事業計画の検討状況について、お伺いをしたいと思います。

初めに、第5期介護保険事業計画において、重点的に取り組むべき課題をどのようにとらえているのか、お伺いを

いたします。

次に、保険料について、お伺いをいたします。国は、全国平均で基準月額4,160円の保険料が、基金取り崩しを行っても5,000円程度に上昇する見通しとなっており、実に2割以上の増加となります。介護報酬改定は年末の予定で、区として、法令改正などを踏まえて、どのような上昇抑制方策を検討されているのか、見解をお伺いをしたいと思います。

次に、区役所新庁舎のオープンから四年が経過し、その評価と今後の対応について、お伺いをしたいと思います。

千代田区の新庁舎は、国との合築により、平成十九年五月にオープンをいたしました。この庁舎は、「共生」の理念のもとで、「共生社会」の象徴的事業として「障害者就労支援施設」、これはジョブサポートちよだですが、障害者が働くパン工房、男女共同参画センターを取り込み、「共生社会」の実現シンボルとして位置づけております。



また、申請や納付手続などが1カ所の窓口で完結する総合窓口を設けております。総合窓口では、平日は毎日午後七時まで、土曜日午後5時まで窓口を開庁し、区民の利便性の向上に貢献するものと考えます。また、新たなコールセンター機能により、区政全般に関する問い合わせにも対応をいたしております。

さらに、千代田図書館は、平日夜十時まで、多くの区民や在勤者が利用しており、大変な評価をいただいております。

そして何よりも、新庁舎のオープンに伴い、区民の皆様をお客様として対応するおもてなしの心が生まれたことは、大きな変化であったと思います。

このような鳴り物入りでオープンした区役所ですが、この4年間を振り返り、改めて評価すると、よい面ばかりではなかったと思います。

各施設の問題点を総合的に判断し、改善点や、今後の区役所のあり方についてお答えください。また、国との合築であるがゆえ、SPCとの関係で建物全体の管理に区の独自性が生かされないことが多いと感じます。あわせて、今後の対応についてお尋ねをしたいと思います。

最後に、新千代田保健所が九段下に移転し、開設され、一年が経過をいたしました。さまざまな事業の中でも、休日診療については、休日の応急診療所や休日薬局が併設され、区民にとって大きな安心の施設となりました。これには、2つの医師会、3つの歯科医師会、薬剤師会の関係団体のご協力が必要不可欠であったわけで、3医師会の皆様のご協力に心から感謝をしたいと思います。

それまでは、当番制で休日診療を行い、広報紙などを確認しないと当番診療所がわからなかったことや、初めての場所で受診するのに時間がかかってしまうなど、区民の方からさまざまな問題が指摘されておりました。

新保健所は、九段下の駅から近いことから、本区だけでなく近隣区からも受診される方がいるそうで、昨年度の実績を確認をいたしましたところ、今年の一月二十三日には、日曜日に内科・小児科で54人の方が受診され、休日調剤薬局にも五十名の方が利用されたとお伺いをいたしました。歯科でも、十二月三十一日には十名の方が利用され、年の瀬だったことから、大変喜ばれたとお伺いをいたしております。また、千代田区内のホテルでの急病人に対しても対応をされるなど、大変区民の安心に貢献をされてきたと思います。

このように、休日でも安心して医療が受けられる体制づくりとしては、大変心強いと思われませんが、一方、区民の利用が増えるにつれ、現状では待合室が狭いのではないかとの意見も聞かえてまいります。これから冬になると、インフルエンザや

ノロウイルスによる感染性胃腸炎など、感染症が増える時期になります。せっかく休日診療所に行っても、待合室でせきをしている方と一緒に待たせてしまうなど、さらに感染が拡大することが懸念されます。

そこで、お伺いをいたします。休日診療所での感染予防策はどのようなになっているのでしょうか。

また、インフルエンザ流行時に受診者が多くなった場合の対応は、どのように図られているのでしょうか。

そして、医師会、歯科医師会、薬剤師会との協議の場は定期的に設定をされているのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

次に、保健所の機能の一つでございます予防的見地から、お伺いをいたします。

保健所の4階には、「歯とお口の相談室」というところが



ございます。ここでは、歯の正しい磨き方や、口腔衛生の大切さを教えてくれるところでございます。

昨今、口腔がんにかかる人が増えてきたり、口腔の不衛生からさまざまな病気を引き起こすことが明らかにになり、マスクにも数多く取り上げられるようになりました。しかし、私たちの日常生活の中では、まだまだ認識をすることは至っておらず、今後、区民への周知が必要であると考えます。

そこで、お伺いをいたします。新保健所は、区民の健康づくりの拠点として、「口腔衛生の大切さ」を、今までに増して普及啓発していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

以上、区政にかかわる4点について質問をいたしました。区長及び関係理事者の明快なご答弁をお願いし、質問を終わります。



○石川区長 答弁

桜井議員の何点かのご質問にお答えいたします。まず、大山副区長の退職について、お答えを申し上げます。

一言で申し上げるならば、二十三区の自治権拡充あるいは区政運営の方向について、このところ、私と大山氏と、同じ土俵の上で進めるのが難しいという判断のもとに、今回の人事面の対応をさせていただいたわけでございます。

もう少し申し上げるならば、ご承知のとおり、23区は、一般市と異なり、さまざまな制約を受けた基礎的自治体であります。千代田区も同様だと思えます。

こうした中で、二十三区の自治権拡充の歴史は、皆様方ご承知のとおり、特別区が真の基礎的自治体を目指すべく歩んできたわけでございます。しかし、制度の改正というのは、なかなか時間がかかります。そのために、23区は、実体的に基礎的自治体たるべく、それぞれのところがさまざまな独自の施策を展開し、そうしたことをお互いにおいての意味での競い合いをしながら、二十三区の真の基礎的自治体という取り組みを行っているわけでございまして、ある面では政策の競い合いこそ真の自治体、二十三区をつくる、私は、状況だろうと思えます。

そうした意味で、必ずしも一心同体という状況が最近の

状況ではつくられていないということで、冒頭申し上げたような対応をさせていただいたわけでございます。

ところで、千代田区の組織は、当面、副区長不在であっても、滞るような、やわな、私は、組織ではないということを確認しております。したがって、後任については、庁内の状況を見きわめながら、しかるべき時期に対応をしてまいりたいと思います。

あわせて、退職というのは、どうも皆様方は誤解されているようですが、要式行為の話ではない。願いが出た、出ないということではない訳でございますので、その辺はご賢察をいただきたいと思えます。

次に、新庁舎四年の評価、あるいは今後のあり方についてのご質問にお答えいたします。

その前に、ご承知のとおり、三月十一日、東日本大震災が発生いたしました。私、一両日中に旧庁舎へ参りました。旧庁舎は、壁、天井等が崩落し、あるいは、2つの庁舎を継ぎ足している部分が大変盛り上がっているという状況でございます。勤務時間中であり、そうした状況の中、旧庁舎で、私は、執務をしていけば、職員を初め、お訪ねになっていらっしゃる区民の方々にも、いろんな形で



被害を与えたんではないかという思いもございませし、あのまま継続的にあの庁舎で執務をするという状況は、ある面では区民の皆様方にさまざまなご不便等を与えるというようなことも、私は旧庁舎の状況を見まして感じました。ある面では、四年前の区議会の皆さんの大方のご同意をいただいてこの庁舎に移ったことについて、本当にいい判断をしたなという思いでございます。

そうした中で、この新庁舎オープン四年を振り返りますと、これまでの旧庁舎のイメージは、私は、一新したのではないかと。これは桜井議員もさまざまにご指摘のとおりだろうと思えます。

平日・土曜日・日曜日を問わず、多くの方々が一階のロビーを使い、様々なスタイルで時間を過ごしております。

あるいは、区民ホールでは、音楽会や講演会、作品展示など、さまざまなイベントも開催されておりました。区民を初め、区役所を訪れる皆様方にとっては、親しみの持てる、私は、空間になったんではないかと思えます。ある面では、シティーホール的な位置づけになったんだろうと思

います。さまざまな市庁舎を皆様方も拝見していると思いますけど、このような1階の使い方が展開されている市庁舎はほとんどないと思いますし、ほとんどが土日はクロージズをさせている。私は、そういう意味で、総括的には、この新庁舎の四年間というのは、より区民の皆様方に、さまざまな場面で使いやすく、そして、親しみの持てる庁舎に変わってきたんだらうと思います。

もちろん、ご指摘のようにPFIという状況の中でハード的な面でさまざまな課題がございますして、それは一つ一つ解きほぐしながら、より一層区民の皆様方にとって親しみの持てる、そして使いやすい庁舎へと改善を重ねてくることは——あるいは、改善を重ねてまいりたいと思います。

特に、私が申し上げております終始「共生」という、ともに生きるという意味では、この区役所の1階は、そういう形として、さまざまに変わってきたということを、私は、認識しております。

なお、詳細及びその他の事項については、関係理事者をもってご答弁をさせていただきます。



新庁舎オープン4年を経過して、施設の諸課題を踏まえ、改善点及び今後の方向性についてのご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、本庁舎の維持管理運営について申し上げます。

千代田図書館等の来館者数が予想を大幅に超えたため、当初は多くの混乱が生じました。そこで、エレベーターごとに停止階や運転時間を設定することなどにより、待機時間の短縮化、混雑緩和を図りました。

また、来館者の休息場所として、1階ロビーに加え、イベント等を行わない日には区民ホールを開放し、公共施設では珍しい開放的な空間のご利用をいただくことといたしました。

さらに、1階のエントランスが国と区との共用であり、区役所・図書館等への来館者が行き先に迷うという問題が生じたため、1階に区専属のサービスマネジャーを配置いたしました。また、自転車で来所される方のための駐輪スペースの確保など、これからも可能な限りの改善を図ってまいりたいと思っております。

次に、委員ご指摘の「建物の管理に区の独自性が生かされないのではないか」というご質問にお答えいたします。

建物全体が国との合築であり、設備の改善等において国

との協議が必要であることなど、一定の制約があります。そのため、国や特別目的会社（SPC）と密に協議を行うことにより、来館者が利用しやすい環境づくりに向けた改善を図り、より皆様に親しまれる区役所を目指してまいります。



○保健福祉部長 答弁

桜井議員の介護保険事業計画に関するご質問にお答えいたします。

まず、今回の計画における重点課題についてでございますが、従来から取り組んでおります地域包括ケアの一層の推進に向け、介護保険の枠組みにとどまらず、一般施策も含め、5点の課題を想定して検討をしております。

1点目は「高齢者の在宅医療と介護の連携の推進」、2点目は「認知症ケア事業の推進」、3点目は「介護保険外の生活支援サービス」、4点目は「高齢者にふさわしい住まいの整備」、5点目は「高齢者施設の整備」でございます。中でも特に重要な課題は、「在宅医療と介護の連携」と「認知症

ケア事業」の2点と考えております。

「在宅医療と介護の連携」につきましては、これまで高齢者あんしんセンターに看護師を配置し、在宅医療福祉相談を実施するなど、先進的に取り組んでまいりましたが、在宅療養生活で特に不安が大きい夜間や休日の急変に対応するサービスが検討課題となっております。

そこで、現行の夜間対応型訪問介護サービスの利用促進や、二十四時間対応のサービスも含め、利用しやすいサービスのあり方を検討してまいります。

さらに、在宅療養者の急変時には、夜間も含め、一報を受け、状況に応じて専門職の派遣・救急対応・緊急時の入院受け入れまで、トータルに対応する仕組みの構築が必要と考えており、そのための受け皿として、(仮称)高齢者総合サポートセンターの整備を進めるとともに、併設の九段坂病院や医師会・歯科医師会・介護事業者等からなる地域の在宅療養ネットワークの構築・強化を図ってまいります。

次に、認知症ケアにつきましては、早期発見・診断・治療に向け、かかりつけ医と専門医・専門病院のネットワークの構築や、医療と介護が連携したケアの推進を検討するとともに、見守り体制の強化、市民後見人の育成、認知症予防策の推進などを図ってまいります。

次に、保険料についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、国は、全国平均で基準月額が5,000円程度に上昇するとしております。本区においても上昇が予想されるところで、介護報酬改定が年末の予定となっており、現時点では算定をする段階には至っておりません。

現在、本区の保険料は都心区で最も低くなっておりますが、これは紙おむつなどの上乗せ・横出しサービスを一般施策で行うことにより、手厚いサービスを確保しつつ、保険料の抑制を図っているものであります。

今後も、こうした施策を継続するとともに、介護保険運営基金の一部を取り崩すことなどにより、極力、保険料の上昇抑制を図ってまいりたいと考えております。また、低所得者への配慮につきましても、並行して検討してまいります。

いずれにいたしましても、計画の策定につきましても、介護保険運営協議会に諮問しておりますので、そのご議論をいただきながら、検討を進めてまいります。



○地域保健担当部長 答弁

桜井議員のご質問にお答えいたします。

まず、休日応急診療所についてですが、保健所で診療を始めた当初より、受診する方は減少することなく、認知度が上がるに従って増加する傾向が見られております。診療所に来られた方が診察を待つ間の感染予防対策は、議員ご指摘のとおり、大変重要と考えます。

現在、2階の休日診療所待合のベンチは、つい立てによって患者さんの間が仕切られております。また、手の消毒液を常備しており、インフルエンザ流行期には、マスクも自由に使用できるよう、備えつけております。

今後も、休日応急診療所での感染予防のため、状況の推移を見ながら対策の拡充を図ってまいります。

インフルエンザ流行期の対応については、患者さんが増加し、通常の体制では診療が間に合わない事態も想定されます。休日応急診療の実績については、翌日には受診者数が把握できておりますので、急な増加が予想されるときには、保健所の3階を待合に開放し、患者さん相互の感染防止に配慮しながら、診療を臨時に拡大することも検討してまいります。

3師会の協議の場については、休日応急診療の機能や利便性を高めるためには、医科・歯科・調剤のスムーズ

な連携が欠かせません。平成20年度から、医師会、歯科医師会、薬剤師会が合同で、区長と意見交換する場を設けてきましたが、3師会との休日応急診療の課題を具体的に協議する場についても、必要に応じて設置したいと考えます。

次に、口腔衛生に関する普及啓発についてですが、保健所では、歯科口腔保健について、従来から積極的に取り組みを進めており、特に乳幼児の虫歯罹患率は、都内でも非常に低い水準にあります。また、平成21年度には、区独自の「千代田区歯科保健目標」を作成し、関係機関と協力のもと、世代ごとの目標値を定めて、取り組みを進めているところでございます。

議員ご指摘のように、口腔がんは増加傾向にあり、また、口腔内を清潔に保つことは誤嚥性肺炎の予防に役立つなど、口腔衛生は体の健康と密接な関係、関連があることがわかってまいりました。

現在、3つの歯科医師会が合同で、年2回の区民公開講座を開催しており、たくさんの方が参加されております。今後も、歯科医師会のご協力のもと、口腔がんの予防のための普及啓発など、今後一層区民の口腔衛生の向上に取り組んでまいります。

○桜井ただし再質問

大山副区長の解職のことについて、再質問をさせていただきます。

ただいま、私の質問に対して、

区長は、2点のことについてお答えをいただきました。

二十三区、同じ土俵の上で区長と区政を行っていくことが難しい。要は、意見の相違があったんだというような話でございました。ただ、この十年間——私は、当然の話だと思っただけです。この十年間の中で、意見の相違がなかったといったら、それこそ嘘ですよ。いろいろな地方分権が進んできて、それで、地方自治権の拡充をされ、区の独自性が求められる。二十三区間の競争が出てきた。区長がおっしゃられましたとおりでございますし、私も、介護保険の先ほどの質問の中にも入れさせていただきましたけれども、そういう中で千代田の魅力というものを出していくということが必要であり、そのようにされてきたわけで、それが区民の福祉の向上に大きくつながってきたことだと私は思っています。

それゆえ、いろいろなことに対して意見の相違が出てく



ることは、これは当然のことだと思いますよ。これは副区長だけじゃなくて、執行機関の皆様方と区長との間でも意見の相違があるのは当然の話であって、しかし『意見が違っていたから突然やめてもらう』このことだけでは、全く私は理解できない。事前に、議会に対してこういうことが問題で意見の相違があるんだ、このことが解決できないから大山さんには退職をしてもらうのだということがメッセージとして出てきているのであれば、今、区長がご説明されたことについては、なるほど、そのときの事なのかということになるでしょう。

この事については区長、何もありませんよ。少なくとも三月十一日の大震災以降、大山副区長は、区民の安全・安心のために、または、地域の発展、景気回復の事だとか区民の福祉のために、区長を支えて、一生懸命これから頑張っていくんだというメッセージを言っているんじゃないでしょうか。私は何度もそれ聞いていますよ。区長だって、この事は承知しているでしょう。にもかかわらず、意見の相違があった。同じ土俵の上で一緒に行くことは難しいという判断に至ったのは、なぜなんでしょうか。私にはわからない。このことについては、もう一度わかりやすく区長からご説明をいただきたい。

もう一つ。副区長がいなくても千代田区の組織は柔な組織ではない、と区長はおっしゃった。

そうゆうことではないでしょう。副区長を十年前に区長が議会に提案してきたんですよ。区長を支え、区民のために副区長という存在が必要なんだということで、十年前に選任同意したんじゃないですか。そして、大山副区長はそれにこたえて、今の千代田区ができていますよ。

副区長がいなくても十分にやっつけていける、柔な組織でないんだったら、最初から選任同意なんかしなくていい。しつかりした組織をつくって、区民のために、副区長と一緒にやっていくんだというメッセージを出していないから、このような言い訳をすることは、非常におかしな話だと思えますよ。

こういうようなご説明では、区民は全く納得できません。私のところにも、何で大山さんが区長にやめさせられたんだという、そういう問い合わせがたくさん来ています。今日の区長のご答弁をもって、私は区民に報告をしたいと思っていだけれど、このような区長のご答弁では、全く答えになっていない。改めて、区民に対して明快な答弁を求めます。

石川区長 答弁

再質問にお答えいたします。

第1点の、まあ、同じ土俵に共通の認識で立つのが難しくなったということですが、一つ一つの個別のことではない。やはり、どういう方向に区政を持っていくかという意味では、かなりいろんな意見交換はして参りましたが、必ずしもそういう部分がなかなか一致をしないというところで、私は申し上げたわけでございます。

それから、2点目の件ですが、「当面」と私は申し上げたわけでございますが、そういう中で、それぞれの組織が、しっかりと、仕事が滞りなく、私は、やっていけるし、やれる、そういう施政組織だというふうに私は思っております。しかし、ずっと空席ということを私は申し上げているわけではないので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思います。



2011.8.26 福島県から避難されてきた方々と麹町サポーターズの皆さん
約二ヶ月間にわたって毎朝ラジオ体操を行いました (グランドプリンスホテル赤坂、新館玄関前にて)

